

木造住宅の耐震診断・耐震改修補助制度(令和7年度版)

令和7年度よりすべての補助額が拡充されました

地震に強い安全なまちづくりのため、古い基準で建てられた木造住宅の耐震診断、補強計画、耐震改修等の費用の一部を補助します。

募集期間 令和7年4月14日(月)～令和7年10月31日(金)

※受付は先着順です。予算がなくなり次第締切ります。

1 耐震診断

令和7年8月15日(金)までは補強計画との同時申請も可能です。

自己負担額 **1万円** (診断費用9万円、補助額**8万円**)

- ・自己負担額は延べ床面積が200㎡超の場合、100㎡増ごとに2千円を加算。
- ・耐震診断の支払いは代理受領制度※1が適用されます。

2 補強計画

自己負担額 **1万円** (診断費用9万円、補助額**8万円**)

- ・補助額については、上記耐震診断の内容と同じです。
- ・補強計画の支払いは代理受領制度※1が適用されます。
- ・部分耐震改修に係る補強計画も補助の対象となります。
- ・耐震改修工事を行う際に増築工事を行う計画とすると、耐震改修工事の補助対象外となる場合がありますので、事前に建築指導課へご相談下さい。

3 耐震改修等

①～④のいずれか一つのみの補助となります。

① 耐震改修(全体改修) **15万円引上げ**

最大 **115万円** 補助 (耐震改修費用の4/5) 設計やリフォームの費用は含みません。

② 部分耐震改修 (1階の1箇所のみ(寝室含む)の耐震改修)

③ 耐震シェルター設置

④ 防災ベッド等設置

最大 **80万円** 補助 (改修・設置費用の1/2(高齢者等※2は4/5))

- ・耐震改修等の支払いは代理受領制度を利用することもできます。

※1 代理受領制度:市が補助金を岡山県建築士事務所協会や施工業者に直接支払う制度

※2 高齢者等:65歳以上の方、障がい者の方が居住している世帯、収入分位25%以下の世帯

申込み方法

申請書類を岡山市建築指導課(本庁舎6階)へ提出してください。

申請書類はホームページからも入手できます。

ホームページ <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/000006034.html>



申請に必要な登記簿謄本、滞納無証明書、診断費用等の岡山県建築士事務所協会への振込み手数料等の各種費用は別途ご負担ください。

申込みできる方

■以下の条件にすべてあてはまる方です。

住宅の所有者／市税をすべて完納されている方／暴力団関係者でない方

補助対象となる住宅

■以下の条件にすべてあてはまる住宅です。

- ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ② 岡山市内に存するもの
- ③ 一戸建ての住宅（店舗等を併用する住宅にあつては、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限ります。）
- ④ 地上階数が2階建て以下のもの
- ⑤ 構造が木造であるもの

【注意】

・住宅メーカー等の大臣認定を受けた特殊な工法や丸太組み工法は補助の対象になりません。

■耐震改修工事の補助の対象住宅は、①～⑤に加え以下の条件を全て満たす建物です。

- 岡山市の指定する耐震診断、補強計画を行ったもの
- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
- 改修工事の後、耐震基準が「一応倒壊しない」(上部構造評点が1以上)となるもの
- 年度内に耐震改修工事が完了するもの
- 木造住宅耐震診断員が工事監理を行うもの

■部分耐震改修工事の補助の対象住宅は、①～⑤に加え以下の条件を全て満たす建物です。

- 岡山市の指定する耐震診断、部分補強計画を行ったもの
- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
- 年度内に部分耐震改修工事が完了するもの
- 木造住宅耐震診断員が工事監理を行うもの

■耐震シェルター等の補助の対象住宅は、①～⑤に加え以下の条件を全て満たす建物です。

- 岡山市の指定する耐震診断を行ったもの
- 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判定されたもの
- 年度内に設置が完了するもの
- 公的機関による安全性の評価を受けた耐震シェルター等を設置するもの

【注意】

- ・過去に行った工事、既に工事着手しているもの、建替えは補助の対象になりません。
- ・耐震改修等を行う場合は、補助の申し込み前に工事内容等について市担当者にご相談ください。

耐震改修(全体改修)を行った方への税制の優遇について

一定の条件を満たす場合、所得税の控除や、固定資産税の減額を受けられます。



お問合せ先

岡山市都市整備局住宅・建築部 建築指導課
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 [TEL 086-803-1445](tel:086-803-1445)

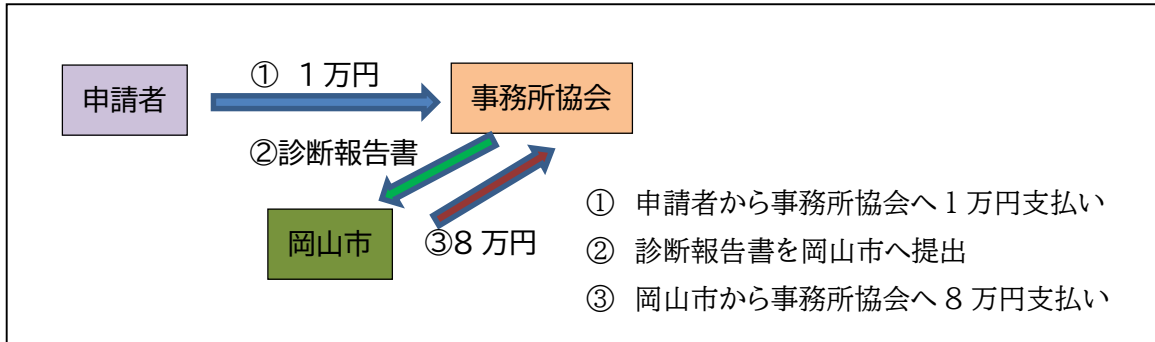


【代理受領制度のフロー図】

耐震診断・補強計画

例：耐震診断料 9 万円、補助金額 8 万円とした場合

I.代理受領制度での補助金の流れ

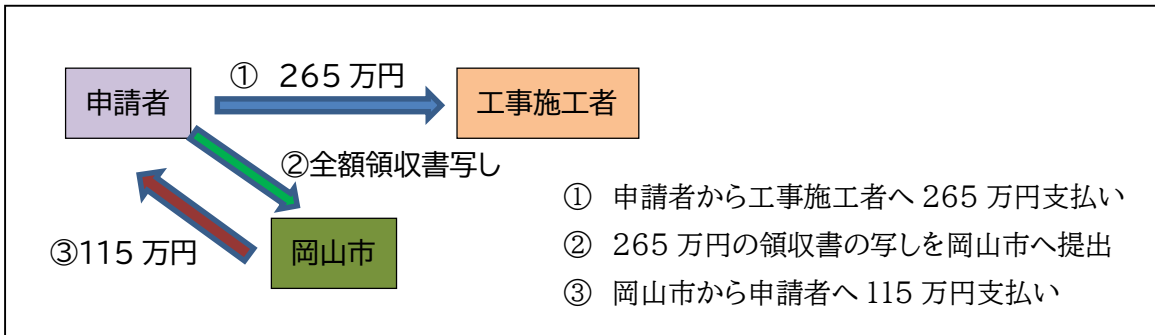


※必ず代理受領制度が適用されます。

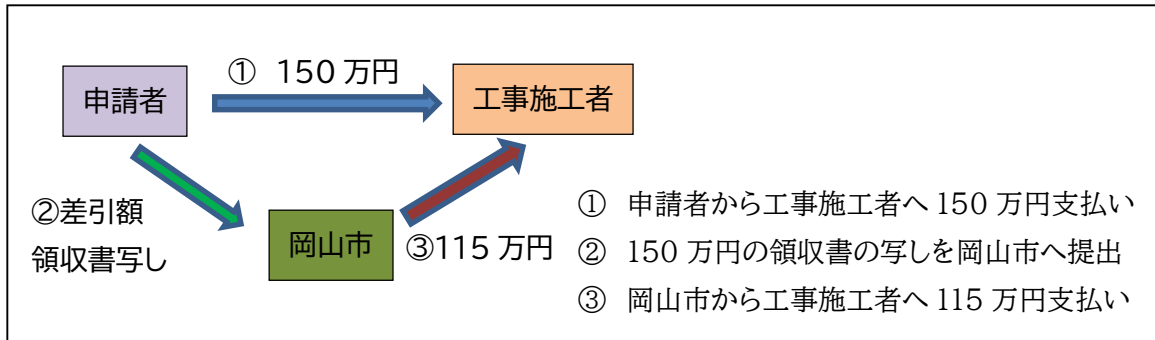
耐震改修

例：耐震改修等工事費265万円、補助金額115万円とした場合

I.通常の補助金の流れ



II.代理受領制度での補助金の流れ



※ I、IIのいずれかを選択できます。